



# ゆう&あい

7月号  
令和3年  
6月24日発行

優・愛 友愛 You and I 優Eye 優・愛 友愛 You and I 優Eye 優・愛 友愛 You and I 優Eye 優・愛

播磨町ボランティアセンター・播磨町善意銀行  
発行所：社会福祉法人 播磨町社会福祉協議会 TEL079(435)1712

## 喜寿お祝い写真 撮影希望者 募集

～この事業は住民の皆さん・町内の企業・商店からご協力いただいた社協会費を財源に実施しています～

播磨町社会福祉協議会では、9月の敬老月間に際し、喜寿を祝い、写真撮影を行い、記念として贈呈させていただきます。

### 【対象者】

播磨町在住の昭和19年1月1日から12月31日までにお生まれになられた方

### 【日時と撮影場所】

9月10日(金) 福祉しあわせセンター  
9月16日(木) 野添コミセン

両日とも9時30分～11時

### 【申込方法】

はがき・メール・ファックスで、①～⑥までを記入の上、9月4日(土)までにお申し込みください。  
記入事項：①郵便番号 ②住所 ③氏名 ④生年月日 ⑤電話番号 ⑥希望場所

### 申込先

〒675-0147  
加古郡播磨町南大中1丁目8-41  
播磨町社会福祉協議会 宛  
Fax 079-436-5610  
Mail: info@harima-wel.or.jp



《問合せ先》播磨町社会福祉協議会  
TEL 079-435-1712

## 職員募集

- 1. 職種** 主任介護支援専門員 1名【正規職員】
- 2. 職務内容**
  - ・高齢者や家族に対する総合相談
  - ・地域ケア会議や医療連携等に関する事業の企画・実施
  - ・地域の介護支援専門員への支援等の業務
- 3. 応募資格**
  - ・主任介護支援専門員の資格を有する方
  - ・普通自動車運転免許証を有している方
  - ・基本的なパソコン操作ができる方
- 4. 勤務形態**

月曜日～金曜日  
8時45分～17時20分  
ただし、4週に1度 土曜日出勤あり  
休日：日祝日・年末年始
- 5. 給与**

基本給 月額210,800円～  
期末手当・扶養手当・通勤手当等あり  
詳細の雇用条件は当社の規程に基づく

## 播磨町デイサービスセンター 非常勤の介護職員募集

採用人数 若干名  
職務内容 利用者の介護(入浴・食事・排泄等)・送迎(添乗付き添い)  
★その他、例えば、午後を実施するレクリエーション活動の補助

**応募資格**  
在宅介護に関心があり、高齢者や障がい者福祉に熱意をもって取り組んで頂ける方。  
介護福祉士又は介護職員初任者研修(旧ヘルパー2級)資格を所持している方。

**勤務形態**  
月曜日～土曜日以内、週3～4程度(月単位の勤務表に基づく)  
年に数回、日曜日の勤務あり  
①9:00～16:00 半日勤務の場合は13:00まで  
②9:30～16:30 同上  
(昼に2交代で1時間の休憩があります。実働6時間です。)  
日曜日の勤務は、12:00～16:00の実働4時間です。  
※9:00～13:00の短時間勤務も可能です。

**給与**  
950円/1時間(介護職員初任者研修修了の方)  
930円/1時間(資格未取得の方)  
処遇改善手当 年2回 夏冬の一時金支給制度あり  
労働者災害保険に加入 交通費支給(町外からの勤務者に限る)

**資格取得の助成**  
介護福祉士及び介護職員初任者研修等の資格取得にかかる費用について当社規定に応じた助成制度を活用して頂けます。  
お問合せ・お申込み 播磨町デイサービスセンター TEL079-437-6155



新型コロナウイルスの感染状況等によりお休みする場合があります。  
開催の有無につきましては、社協 (TEL 079-435-1712) までお問い合わせください。

## 伝言板

このページに関する問合せは  
播磨町社会福祉協議会  
TEL.079-435-1712  
E-Mail info@harima-wel.or.jp

### 心配ごと相談

#### 秘密厳守

- 日時 毎週火曜日 13時～16時
- 場所 福祉しあわせセンター

### 法律相談

- 日時 7月6日(火) 13時30分～15時30分
- 高齢者や障害者の方のお金や財産の管理(成年後見制度)についての相談もお受けします  
◎法律相談をご希望の方は、事前に心配ごと相談をお受けください。

### 知的障害者(児)相談

- 日時 第2火曜日 13時～14時30分
- 場所 播磨町福祉会館

### おもちゃルーム “きらきら” 7月の開設日

- 日時 7月1日(木)・17日(土) 10時～12時
- 場所 播磨町福祉会館

### 子育て相談

- 日時 7月26日(月) 13時30分～16時
- 場所 福祉しあわせセンター  
主任児童委員がご相談をお受けします。

### 幸ちゃんカフェ (認知症カフェ)

認知症に関する相談、認知症の方も家族も気軽に立ち寄れる場所です。  
みんなが集まり交流しませんか?  
場 所 野添県住公民館  
日 時 7月16日(金) 14時～15時30分  
場 所 幸ばあちゃんの家  
日 時 7月30日(金) 13時30分～15時30分  
参加費 100円

### 福祉相談

- 日時 7月21日(水) 13時30分～16時
- 場所 福祉しあわせセンター  
民生委員・児童委員がご相談をお受けします。

### 困りごと相談

#### 秘密厳守

- 日時 7月8日(木) 13時～15時
- 場所 福祉しあわせセンター  
播磨町人権擁護委員がご相談をお受けします。

### 認知症家族の会

認知症の方を介護する家族の日頃の悩みや思いを語り合い、介護のヒントと安心感を得られる場です。  
お気軽にご参加ください。  
日 時 7月10日(土) 13時30分～15時30分  
場 所 幸ばあちゃんの家  
参加費 100円  
問合せ 地域包括支援センター 079-435-1841

# 小さなまちの大きなおうち

社会福祉協議会は、播磨町福祉しあわせセンター・播磨町デイサービスセンター・ゆうあい園の3つの施設を拠点に、住民の皆さんとともに「ふれあい語りあい ささえあいの地域（まち）づくり」を推進しています。

## 権利を守る

福祉サービス  
利用援助事業  
成年後見制度の  
相談・支援

## 地域の福祉の 充実のお手伝い

ふれあい・いきいきサロン  
第5次地域福祉  
推進計画に基づき、  
自治会やコミセン単位での  
見守り・支えあいの  
組織化

## 在宅生活を支える

高齢者給食サービス  
介護機器の貸出事業  
移送事業  
介護保険事業・  
障害者通所施設の運営  
等々…



播磨町デイサービスセンター



播磨町福祉しあわせセンター



ゆうあい園

## 総合相談の窓口

地域包括支援センターが  
介護のこと、福祉サービスのこと、  
介護予防に関すること、  
虐待に関すること etc…  
ご相談をお受けし、  
解決に向けて支援します。  
まずはお電話を  
079-435-1841

## ボランティア活動を 応援

ボランティアをしたい方に  
活動を、ボランティアに  
応援してもらえたらという人や  
団体に、ボランティアを  
紹介します。

## 寄付者ご芳名

あたたかい善意をありがとうございました。  
(令和3年5月11日～令和3年6月11日)  
(所得税法第78条第2項第3号該当  
法人税法第37条第2項及び第3項第3号該当)

### ●今月の払出状況

子どものいない高齢者誕生日祝	24,000円
----------------	---------

### ●福祉のために

(個人の部) (敬称略)

地区名	氏名	金額
大中団地	匿名	20,000円

(団体の部)

団体名	金額
播磨町歴史を語る会	90,527円

# 社会福祉協議会のことを知っていただければ…

社協（＝社会福祉協議会）とは、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりのために、住民の皆様・ボランティア・行政や他の福祉・保健機関と協力して、推進していく民間の組織（社会福祉法人）です。

## ▼社会福祉協議会の事業を支える会員

社会福祉協議会（以下「社協」という）の事業は、大きく分けると、① 独自事業 ② 受託事業 になります。②の受託先  
の大半が播磨町で、本来、町が実施すべき行政サービスを、社会福祉法人である社協が代わりに行うもので、その費用はすべて行政からの委託金によって賄われます。地域包括支援センターやさまざまな広場事業等々です。①の独自事業は、ま

さしく社会福祉協議会自ら計画し実施するもので、播磨町の住民の皆さんが、どのような状況になられても、安心して暮らしていくことを支えさせていただきますのもです。例えば、見守り給食サービス、移送事業、介護機器の貸出事業、ふれあい・いきいきサロン事業、介護保険サービス、ゆうあい園を代表的なものとする障害福祉サービス等々です。この事業を支える財源は、一部、町等から補助をいただく事業もありますが、大半が、利用料や介護保険サービス等の報酬、赤い羽根共同募金の配分金、そして会員の皆様にご協力いただく社協会費です。

## ▼社協会費とは

社協の目的は、播磨町における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることです。社協の法律である定款の17条で、会員のことが明記されており、「目的に賛同し、目的達成のため必要な援助を行うものとする」となっています。会員が行う「必要な援助」というのは、社協が行う活動に

参加・参画していただくことが1つであり、もう1つがその活動を支える財源を支援するということがあります。つまり、これが社協の会員となり会費を負担するということです。社協会費が増えると社協活動の拡充と社協の自主性・主体性の強化につながっていきます。趣旨ご理解の上、どうぞご協力をお願いいたします。

会員区分	年会費	備考
普通会員	500円	播磨町に在住する住民
特別会員	5,000円	法人・商店または団体

## Q 会費って、どんなことに使われるの？

- A
- 見守り給食サービス事業
  - ふれあい・いきいきサロン事業
  - 移送事業
  - 介護機器の貸出事業
  - 心配ごと相談所・法律相談事業
  - おもちゃルーム
  - 地域での見守り・支え合いに関する事業
  - 喜寿お祝い写真贈呈事業
  - 広報啓発活動

